

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○有害興行の指定.....(生活文化・青少年室)	47
○身体障害者福祉法による医師の指定.....(障害者保健福祉課)	47
○身体障害者福祉法による更生医療を担当させる医療機関の指定(障害者保健福祉課)	48
○特定調達契約に係る入札の公告.....(農政課)	48
○肥料の登録の有効期間の更新.....(道産食品安全室)	50
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課)	50
○知事権限に係る保安林の指定.....(治山課)	50
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課)	51
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課)	51
○知事権限に係る保安林の指定の解除(2件).....(治山課)	51
○公共測量の実施の通知.....(建設部総務課)	51
○公共測量の終了の通知(2件).....(建設部総務課)	51
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了.....(道路計画課)	52
○道路の区域の変更(2件).....(道路整備課)	52
○道路の供用の開始.....(道路整備課)	53
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....(河川課)	53
○公有水面の埋立ての免許.....(砂防災害課)	54
○北海道の収納代理郵便官署の指定.....(経理課)	54
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....(経理課)	54
公 表	
○北海道苦情審査委員の活動状況の公表.....(道民相談センター)	55
○特殊肥料の検査の結果の概要.....(道産食品安全室)	56
公 告	
○平成14年度行政書士試験合格者.....(市町村課)	56
支庁告示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(4件).....	57
支庁公告	
○軽油引取税免税証の亡失の届出.....	58

道立中央水産試験場告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	58
道立釧路水産試験場告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	58
道立稚内水産試験場告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	58
道教育庁渡島教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	59
道教育庁上川教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	60
○特定調達契約に係る入札の公告.....	60
道公安委員会告示	
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....	62
道警察本部告示	
○一般競争入札の実施に関する公告.....	67

告 示

北海道告示第42号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年1月17日

興行の題名			北海道知事 堀 達 也	
興行の種類	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由	
映画	変態未亡人 喪服を乱して	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため	
同	狼の獲物たち			
同	熟年の性 人妻に戯れて			

北海道告示第43号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達 也

氏 名	診 療 科 目	従 業 場 所	指 定 年 月 日
平 山 亮 夫	内 科	医療法人社団心友会介護老人保健施設愛里苑	平成14.12.24
森 平 雅 彦	同	医療法人北晨会恵み野病院	同
原 田 博 幸	内科・消化器科	はらだ内科消化器科クリニック	同
大 越 康 充	整 形 外 科	函 館 中 央 病 院	同
深 瀬 美由貴	内 科	医療法人鴻仁会深瀬病院	同
深 瀬 晃 一	同	同	同
富 田 桂 子	内科・神経内科	医療法人社団函館神経内科	同
高 山 茂	内 科	万 代 ク リ ニ ッ ク	同
池 田 晃 治	外 科	医療法人輪生会朝里病院	同
井 伊 正 則	内 科	医療法人勉仁会東小樽病院	同
金 子 壮 朗	循 環 器 科	労働福祉事業団岩見沢労災病院	同
祢 津 宏 昭	耳 鼻 咽 喉 科	砂 川 市 立 病 院	同
中 島 慎 治	心臓血管外科	同	同
尾 田 寿 朗	泌 尿 器 科	滝 川 市 立 病 院	同
八 島 秀 則	内 科	同	同
西 山 薫	呼 吸 器 科	留 萌 市 立 病 院	同
本 田 修	脳 神 経 外 科	同	同
鎌 田 晋 輔	循 環 器 科	同	同
古 川 浩 司	脳 神 経 外 科	市 立 稚 内 病 院	同
小久保 雅 代	小 児 科	同	同
近 藤 剛	内 科	北 海 道 立 鬼 脇 診 療 所	同
熱 田 義 顕	外 科	医療法人治恵会北見中央病院	同
村 上 達 哉	心臓血管外科	王 子 総 合 病 院	同
筒 井 完	外 科	医療法人同樹会苫小牧病院	同
横 倉 基	内 科	勤 医 協 苫 小 牧 病 院	同
越 智 比呂子	整 形 外 科	同	同
小 杉 尚	内 科	同	同
坂 上 哲 司	同	同	同
畑 中 涉	整 形 外 科	同	同
石 澤 久	内 科	社会福祉法人天寿会北海道リハビリテーションセンター	同

中 村 義 博	同	門別町国民健康保険病院	同
角 田 政 隆	同	総合病院浦河赤十字病院	同
久 滝 俊 博	泌 尿 器 科	同	同
岩 永 章 成	内 科	足寄町国民健康保険病院	同
小 澤 貴 行	耳 鼻 咽 喉 科	北海道厚生農業協同組合連合会帯広厚生病院	同
上 林 仁	内 科	医療法人扶恵会釧路中央病院	同
田 中 英 徳	外 科	町 立 厚 岸 病 院	同
佐 藤 夏 子	内 科	つ る い 養 生 邑 病 院	同

北海道告示第44号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を次のとおり指定した。

平成15年1月17日

名 称	所 在 地	北海道知事 堀 達 也 担当すべき 医療の種類	指 定 年 月 日
釧路泌尿器科クリニック	釧路市鶴ヶ岱2丁目8番11号	腎臓に関する 医療	平成15. 1. 1
日 鋼 記 念 病 院	室蘭市新富町1丁目5番13号	腎移植に関する 医療	同

北海道告示第45号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達する物品等の名称 海上冷凍コンテナ（20フィートタイプで1990年以降製造されたもの）

イ 数 量 14台

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年3月20日

(4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年1月17日から24日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階農政部大会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課）

- (2) 入札日時 平成15年2月3日午後1時30分（郵送による場合は、平成15年1月31日必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納入すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに北海道知事から提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。

- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道農政部農政課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 126

- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (7) この入札の執行は、公開する。

- (8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : 20' Reefer Container

Manufactured in and after 1990 14CRTs

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., February 3, 2003

C Contact : Department of Agriculture, Hokkaido Government Nishi 6-chome, Kita 3-jo,

Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 ext. 27-126

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成15年 1月17日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第46号

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量（％）	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者		登録有効期限
					名 称	住 所	
北 海 道 第2453号	炭酸カルシウム 肥料	50.0カーボンブラック入り 防散炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地	平成21. 1.11

北海道告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年 1月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林予定森林の所在 有珠郡壮瞥町字昭和新山159の1、160
場所
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年 1月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 保 安 林 の 所 在 場 所 厚岸郡厚岸町大字苫多村字尾幌241・字ルークシュボール

9の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保 安 林 の 所 在 場 所 阿寒郡阿寒町字オリヨマップ33の1・字中徹別5の1・7
の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、6
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び阿寒町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第49号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達也

- 保安林予定森林の所在 檜山郡厚沢部町緑町22（国有林）
場所
- 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達也

- 解除予定保安林の所在 釧路市鶴丘16の240
場所
- 保安林として指定され 霧害の防備
た目的
- 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達也

- 解除に係る保安林の所 厚岸郡浜中町大字後静村字羨古丹27の1（次の図に示す部分
在場所 に限る。）
- 保安林として指定され 霧害の防備
た目的
- 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達也

- 解除に係る保安林の所 広尾郡大樹町字芽武263（次の図に示す部分に限る。）
在場所
- 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第53号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達也

- 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 作業期間 平成14年12月6日から平成15年3月14日まで
- 作業地域 江差町

北海道告示第54号

室蘭開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律

第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年 1月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（1級基準点）
- 2 作業期間 平成14年10月9日から12月16日まで
- 3 作業地域 三石町

北海道告示第55号

帯広開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年 1月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点）
- 2 作業期間 平成14年11月1日から12月16日まで
- 3 作業地域 広尾町

北海道告示第56号

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
愛 別 当 麻 旭 川 線	上川郡当麻町834番2地先から 上川郡当麻町590番4地先まで	前	14.54 m から 21.39 m まで	715.21 m	—	北海道旭川土木現業所
		後	14.54 m から 24.44 m まで	715.21 m	—	
東山富良野停車場線	富良野市11717番1地先から 富良野市6695番1地先まで	前	14.48 m から 46.60 m まで	777.44 m	—	同
		後	14.48 m から 46.60 m まで	777.44 m	—	
		後	17.61 m から 48.54 m まで	776.19 m	—	
網 走 公 園 線	網走市字美岬国有林網走南部森林管理署101林班く小班地先から 網走市字美岬国有林網走南部森林管理署101林班く小班地先まで	前	17.97 m から 19.74 m まで	112.77 m	—	北海道網走土木現業所
		後	17.97 m から 20.25 m まで	112.77 m	—	

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年 1月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路 線 名 仁木町道二番線
- 2 工 事 区 間 余市郡仁木町北町8丁目20番11地先から
余市郡余市町山田町719番地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事完了の日 平成15年 1月23日

北海道告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年 1月17日

北海道知事 堀 達 也

忠別清水線	網走市字美岬国有林網走南部森林管理署101林班リ小班地先から 網走市字美岬国有林網走南部森林管理署101林班リ小班地先まで	前	14.87 mから 15.90 mまで	39.83 m	――	北海道網走土木現業所
		後	14.78 mから 14.87 mまで	39.83 m	――	
		前	19.14 mから 21.63 mまで	400.00 m	――	
		後	17.57 mから 21.63 mまで	400.00 m	――	
宗谷ふれあい公園線	稚内市声問 5 丁目632番 2 地先から 稚内市声問 3 丁目35番 2 地先まで 稚内市声問 5 丁目632番 2 地先から 稚内市声問 3 丁目156番 2 地先まで 稚内市声問 5 丁目632番 2 地先から 稚内市声問 3 丁目35番 2 地先まで 稚内市声問 5 丁目632番 2 地先から 稚内市声問 3 丁目156番 2 地先まで	前	14.50 mから 16.30 mまで	288.98 m	一般国道238号 重複 L = 25.00 m	北海道稚内土木現業所
		前	27.60 mから 33.80 mまで	210.59 m	――	
		後	14.50 mから 16.30 mまで	288.98 m	一般国道238号 重複 L = 25.00 m	
		後	27.60 mから 34.10 mまで	219.67 m	――	

北海道告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項及び第88条第 2 項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局函館開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成15年 1 月17日		北海道知事 堀 達 也				
1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	島牧美利河線				
3	道路の区域					
	区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重 複 区 間
	瀬棚郡今金町字美利河国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署4237林班は小班から瀬棚郡今金町字美利河国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署4237林班に小班まで		前	34.00mから 58.50mまで	0.205km	――
			後	34.00mから 61.00mまで	0.205km	――

北海道告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成15年 1 月17日			北海道知事 堀 達 也	
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の 期 日	縦 覧 場 所	
道道 北見置戸線	常呂郡訓子府町東町189番地先から 常呂郡訓子府町栄町26番地先まで	平成15. 1.17	北海道網走 土木現業所	
道道 本別士幌線	河東郡士幌町字士幌東10線156番 1 地先から河東郡士幌町字士幌東 3 線 165番 2 地先まで	同	北海道帯広 土木現業所	
	河東郡士幌町字中士幌15番105地先 から河東郡士幌町字士幌東10線156 番 1 地先まで	同		

北海道告示第60号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第 49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系茂漁川
2 廃川敷地等が生じた年月日 平成15年1月17日
3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 （右岸）恵庭市大町1丁目257番4地先から257番5地先まで
4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 114.01m²

北海道告示第61号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達 也

- 1 免 許 年 月 日 平成15年1月7日
2 免許を受けた者
(1) 名 称 北海道
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也
3 埋 立 区 域
(1) 位 置 亀田郡恵山町字日浦16番1、22番、23番及び30番地先の公有水面
(2) 区 域 次のK1の地点からK10の地点までを順次に結んだ線及びK1の地点とK10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
K1の地点 H13 - No. 2（北緯41度43分42秒0357、東経141度03分15秒6301、X = - 251,993.037、Y = 66,908.510）から方向角134度37分09秒の方向107.87mの地点
K2の地点 K1の地点から方向角180度38分51秒の方向97.00mの地点
K3の地点 K2の地点から方向角90度38分51秒の方向30.00mの地点
K4の地点 K3の地点から方向角180度39分28秒の方向2.70mの地点
K5の地点 K4の地点から方向角270度38分51秒の方向44.34mの地点
K6の地点 K5の地点から方向角6度04分27秒の方向2.71mの地点
K7の地点 K6の地点から方向角346度01分21秒の方向11.37mの地点
K8の地点 K7の地点から方向角333度51分04秒の方向11.20mの地点
K9の地点 K8の地点から方向角337度37分36秒の方向10.87mの地点
K10の地点 K9の地点から方向角344度04分04秒の方向68.86mの地点

- (3) 面 積 3,106.99m²（海浜地盛土83.49m²）

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 亀田郡恵山町字日浦16番1、22番、23番及び30番地先
(2) 区 域 次のS1の地点からS11の地点までを順次に結んだ線及びS1の地点とS11の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
S1の地点 H13 - No. 2（北緯41度43分42秒0357、東経141度03分15秒6301、X = - 251,993.037、Y = 66,908.510）から方向角125度28分45秒の方向131.13mの地点
S2の地点 S1の地点から方向角180度38分51秒の方向66.00mの地点
S3の地点 S2の地点から方向角130度58分38秒の方向15.45mの地点
S4の地点 S3の地点から方向角161度45分56秒の方向10.57mの地点
S5の地点 S4の地点から方向角205度57分00秒の方向12.17mの地点
S6の地点 S5の地点から方向角236度14分07秒の方向12.12mの地点
S7の地点 S6の地点から方向角270度38分58秒の方向15.00mの地点
S8の地点 S7の地点から方向角0度40分27秒の方向0.85mの地点
S9の地点 S8の地点から方向角270度38分48秒の方向30.39mの地点
S10の地点 S9の地点から方向角338度03分27秒の方向14.11mの地点
S11の地点 S10の地点から方向角344度00分50秒の方向93.90mの地点
(3) 面 積 6,787.08m²
5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第5項の規定により指定した北海道の収納代理郵便官署の名称及び位置並びにその店舗において取り扱わせる事務の範囲は、次のとおりとし、平成15年4月1日から施行する。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達 也

- | 名 称 | 位 置 | 事 務 の 範 囲 |
|------------|-------|---|
| 小樽貯金事務センター | 小 樽 市 | 道税の収納（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込みの方法によるものに限る。） |
| 札幌中央郵便局 | 札幌市 | 道税の収納（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込みの方法によるものに限る。） |

北海道告示第63号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成15年1月20日から施行する。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達也

2 収納代理金融機関の項株式会社UFJ銀行の事項中「、虎ノ門中央支店」及び「、上野南支店」を削り、「、大阪駅前支店及び桜橋支店」を「及び大阪駅前支店」に改める。

公 表

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第2項の規定により、平成14年10月1日から12月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を次のとおり公表する。

平成15年1月17日

北海道知事 堀 達也

1 苦情申立ての状況

苦情申立ては7件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況（単位：件、人）

対 象 機 関	苦情件数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 事	6	6	0
総 務 部	0	0	0
総 合 企 画 部	0	0	0
環 境 生 活 部	0	0	0
保 健 福 祉 部	3	3	0
経 済 部	0	0	0
農 政 部	0	0	0
水 産 林 務 部	1	1	0
建 設 部	2	2	0
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0

海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
小 計	6	6	0
道 の 機 関 以 外	1	1	0
合 計	7	7	0

（注）知事部局の所管部（局）別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
保 健 福 祉 部	3	生活保護について
		生活保護について
		介護支援専門員の受験資格について
水 産 林 務 部	1	森林整備事業について
建 設 部	2	河川敷地の境界について
		道路工事に係る補償について
道 の 機 関 外	1	畑での爆音機の使用について
合 計	7	

2 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分		件 数
申立てに 対する処 理の状況	審 査 を 終 え た 事 案	9
	審 査 を し な い 事 案	2
	審 査 を 行 っ て い る 事 案	3
	審 査 を 中 止 し た 事 案	0
	制度の対象外となった事案	2
	内容を検討している事案	0
	合 計	16

今回の処理件数には、前回の公表において審査検討中の申立ての9件が含まれている。

3 苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分		件 数
審査結果 の内訳	申立ての趣旨に沿ったもの	1
	申立ての趣旨に一部沿ったもの	3
	道の機関の行為に不備がないもの	5
	合 計	9

4 勧告及び意見表明の状況

勧告及び意見表明したものはなかった。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成15年 1月17日

北海道知事 堀 達 也

平成14年度 9月分～11月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者又は表示者	届 出 名 （及び商品名）	検 査 の 結 果	備 考
た い 肥	羽幌町（天売）	生ゴミたい肥	窒 素 全 量 4.50% りん酸全量 2.05% 加 里 全 量 1.34% 水 分 7.48% 窒素炭素比 8.7	乾物当たり 同 同 現物当たり
た い 肥	羽幌町（焼尻）	生ゴミたい肥	窒 素 全 量 4.02% りん酸全量 1.89% 加 里 全 量 1.52% 水 分 4.18% 窒素炭素比 10.4	乾物当たり 同 同 現物当たり
た い 肥	有限会社 樹芸やま のえ	乾燥鶏糞	窒 素 全 量 1.21% りん酸全量 4.08% 加 里 全 量 1.74% 水 分 51.6% 窒素炭素比 12.2	乾物当たり 同 同 現物当たり

た い 肥	美国自動車運輸有限 会社	牛糞堆肥	窒 素 全 量 1.44% りん酸全量 1.71% 加 里 全 量 0.22% 水 分 78.2% 窒素炭素比 29.7	乾物当たり 同 同 現物当たり
石灰処理 肥料	有限会社 ニューエ イ	マイティソイ ル21	窒 素 全 量 0.65% りん酸全量 0.47% 加 里 全 量 0.76% 石 灰 全 量 16.7%	現物当たり 同 同 同
た い 肥	株式会社 ケイアン ドケイ	発酵有機肥料	窒 素 全 量 2.26% りん酸全量 2.40% 加 里 全 量 1.11% 水 分 19.27% 窒素炭素比 16.51	現物当たり 同 同 同

公 告

平成14年10月27日に実施された行政書士試験の北海道の合格者は、次のとおりである。

平成15年 1月17日

北海道知事 堀 達 也

受 験 番 号								
0110003	0110043	0110102	0110158	0110235	0110303	0110389	0110478	0110539
0110005	0110047	0110104	0110175	0110245	0110306	0110394	0110493	0110543
0110008	0110048	0110105	0110177	0110252	0110313	0110397	0110495	0110546
0110010	0110050	0110106	0110179	0110253	0110318	0110401	0110500	0110550
0110013	0110057	0110110	0110185	0110258	0110322	0110408	0110501	0110560
0110014	0110066	0110114	0110186	0110259	0110333	0110411	0110503	0110568
0110015	0110075	0110116	0110193	0110266	0110336	0110425	0110506	0110574
0110016	0110078	0110118	0110196	0110272	0110344	0110428	0110507	0110579
0110017	0110079	0110120	0110202	0110274	0110347	0110431	0110512	0110581
0110021	0110080	0110121	0110203	0110280	0110357	0110434	0110514	0110582
0110024	0110081	0110124	0110204	0110287	0110361	0110443	0110518	0110586
0110030	0110084	0110125	0110212	0110288	0110366	0110447	0110520	0110596
0110031	0110085	0110130	0110214	0110291	0110367	0110452	0110525	0110598
0110033	0110091	0110142	0110216	0110292	0110370	0110453	0110526	0110601
0110038	0110098	0110144	0110224	0110298	0110373	0110456	0110530	0110606
0110039	0110099	0110153	0110227	0110299	0110374	0110469	0110535	0110618
0110041	0110101	0110155	0110229	0110301	0110381	0110476	0110538	0110622

0110624	0110795	0110888	0111041	0111252	0111559	0111855	0130067	0140037
0110644	0110796	0110889	0111045	0111266	0111560	0111858	0130070	0140044
0110653	0110800	0110892	0111061	0111267	0111566	0111875	0130074	0140047
0110659	0110801	0110900	0111063	0111288	0111573	0111877	0130088	0140050
0110660	0110818	0110906	0111074	0111291	0111575	0111880	0130100	0140052
0110663	0110821	0110907	0111077	0111298	0111601	0111883	0130111	0140054
0110664	0110823	0110920	0111078	0111325	0111625	0120010	0130116	0140072
0110665	0110824	0110925	0111091	0111329	0111643	0120011	0130129	0140082
0110666	0110828	0110929	0111112	0111348	0111650	0120019	0130154	0140099
0110680	0110829	0110949	0111133	0111351	0111660	0120032	0130160	0140105
0110690	0110830	0110957	0111135	0111357	0111663	0120042	0130181	0140112
0110714	0110834	0110960	0111142	0111359	0111684	0120058	0130194	0140121
0110717	0110838	0110972	0111144	0111363	0111688	0120070	0130207	0140129
0110730	0110847	0110979	0111147	0111369	0111731	0120072	0130248	0140143
0110740	0110851	0110983	0111148	0111388	0111734	0120090	0130297	0140144
0110745	0110852	0110987	0111151	0111435	0111737	0120100	0130304	0140147
0110749	0110854	0110991	0111159	0111445	0111741	0130008	0140004	0140152
0110762	0110856	0111002	0111161	0111462	0111744	0130021	0140007	0140197
0110770	0110857	0111015	0111170	0111471	0111747	0130027	0140010	0140198
0110772	0110862	0111017	0111178	0111480	0111749	0130041	0140012	
0110775	0110865	0111019	0111184	0111486	0111761	0130043	0140016	
0110780	0110868	0111027	0111193	0111490	0111811	0130046	0140021	
0110783	0110875	0111030	0111195	0111503	0111820	0130050	0140030	
0110786	0110876	0111034	0111211	0111528	0111834	0130056	0140031	
0110788	0110884	0111040	0111229	0111557	0111837	0130060	0140035	

支 庁 告 示

北海道胆振支庁告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年1月17日

北海道胆振支庁長 小 林 照 和

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡早来町字富岡423番1 ほか8筆

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡早来町北町46番地1
早来リゾート開発株式会社
代表取締役社長 榎本 圭輔
- 3 開発許可年月日及び番号 平成11年6月28日 胆建指第11-5号

北海道胆振支庁告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年1月17日

北海道胆振支庁長 小 林 照 和

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡早来町字遠浅691-25 ほか10筆（第2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡早来町大町95番地
早来町土地開発公社理事長 小森 博行
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年6月11日 胆建指第13-5号

北海道日高支庁告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年1月17日

北海道日高支庁長 眞 田 篤 弘

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 静内郡静内町清水丘77-1、75-1の内
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 静内郡静内町清水丘86番地
有限会社光伸牧場
代表取締役 冬澤 昭七
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年7月3日 日建指第14-1号

北海道十勝支庁告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年1月17日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 中川郡幕別町字猿別29-4の内

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中川郡幕別町字猿別29 - 4 森 一
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年8月28日 十建指第14 - 7号指令

支 庁 公 告

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の届出があったので、平成14年4月1日以降無効とした。

平成15年1月17日

北海道石狩支庁長 山 本 文 夫

免 税 証 の 種 類	記号及び 番 号	枚 数	業種	有 効 期 限	免税証に記載された 販売業者の住所（所在地）及び氏名（名称）	免 税 証 交 付 支 庁 名
1,000ℓ 未満 券	J 0851329	1	農業	H14. 4. 1 H14.11.30	江別市野幌町35番地15 ホクレン野幌給油所	北 海 道 石 狩 支 庁

道立中央水産試験場告示

北海道立中央水産試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年1月17日

北海道立中央水産試験場長 小 池 幹 雄

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
試験調査船おやしお丸上架修理工事一式
- 落札を決定した日
平成14年12月5日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 函東工業株式会社 代表取締役 津村 英輔
(2) 住 所 函館市浅野町3番11号
- 落札金額
42,840,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 一般競争入札の公告
平成14年北海道立中央水産試験場告示第2号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立中央水産試験場総務部総務課
(2) 所在地 北海道余市郡余市町浜中町238番地

道立釧路水産試験場告示

北海道立釧路水産試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年1月17日

北海道立釧路水産試験場長 山 崎 宏

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
試験調査船北辰丸上架修理工事一式
- 落札を決定した日
平成14年12月4日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 釧路重工業株式会社 代表取締役 金井 俊一
(2) 住 所 釧路市知人町1番5号
- 落札金額
43,260,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成14年北海道立釧路水産試験場告示第1号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立釧路水産試験場企画総務部
(2) 所在地 北海道釧路市浜町2番6号

道立稚内水産試験場告示

北海道立稚内水産試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年1月17日

北海道立稚内水産試験場長 岡 田 鳳 二

1 落札に係る特定役務の名称及び数量 試験調査船北洋丸上架修理工事一式 2 落札を決定した日 平成14年12月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社 代表取締役 米倉 弘 (2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号 4 落札金額 37,275,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号 7 一般競争入札の公告 平成14年北海道立稚内水産試験場告示第2号 8 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立稚内水産試験場企画総務部 (2) 所在地 北海道稚内市末広4丁目5番15号	(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年1月31日（金）午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年1月27日（月） (2) 提 出 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 11 そ の 他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各
道教育庁渡島教育局告示	
北海道教育庁渡島教育局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年1月17日 北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 CCDカメラ 72台 (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年2月28日（金） (4) 納 入 場 所 渡島管内道立学校24校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。	

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者、随意契約により契約の相手方を決定した。

平成15年1月17日

北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将

1 落札及び随意契約に係る物品等の名称及び数量

北海道旭川農業高等学校学科転換に係る物品

ア 自動車類	保冷車	1品目	1点
イ 金物・陶磁器類	スモークハウスほか	45品目	65点
ウ 農林業用機械器具類	穀物総合調製選別機ほか	10品目	14点
エ 電気・通信機器類	G P S 一式	1品目	1点
オ 産業用機械器具類	飼料調整装置ほか	5品目	6点
カ 工作機械器具類	集塵機ほか	22品目	33点
キ 理化学機器・計測機器類	簡易型米品質評価システムほか	20品目	70点

2 落札者及び随意契約の相手方を決定した日

ア～オ 平成14年12月25日

カ～キ 平成14年12月26日

3 落札者及び随意契約の相手方の氏名及び住所

ア (1) 氏 名 旭川トヨタ自動車株式会社

(2) 住 所 旭川市4条通2丁目

イ及びオ (1) 氏 名 北海道オリオン株式会社

(2) 住 所 札幌市白石区本通18丁目3番66号

ウ及びエ (1) 氏 名 株式会社 北海ケミカル

(2) 住 所 札幌市厚別区厚別南4丁目2番30号

カ (1) 氏 名 株式会社 日浦金物

(2) 住 所 岩見沢市4条西8丁目2番地

キ (1) 氏 名 関販テクノ株式会社

(2) 住 所 札幌市東区北17条東2丁目

4 落札金額及び随意契約に係る契約金額

ア 3,622,500円

イ 43,176,000円

ウ 17,745,000円

エ 2,866,500円

オ 6,037,500円

カ 23,940,000円

キ 11,235,000円

5 契約の相手方を決定した手続

ア、ウ～オ及びキ 一般競争入札

イ及びカ 随意契約

6 一般競争入札の告示及び随意契約によった理由

(1) 一般競争入札の告示

平成14年北海道教育庁上川教育局告示第6号

(2) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目

北海道教育庁上川教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年1月17日

北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ	69台
イ O Aボード	3台
ウ ビデオプロジェクター	23台
エ スクリーン	75台
オ その他の周辺機器（プリンターほか）	一式

(2) 調達を要する物品等の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成15年3月28日（金）

(4) 納入場所 北海道旭川東高等学校、北海道旭川南高等学校及び北海道旭川凌雲高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期	平成15年1月17日から30日まで
イ 申請の方法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局企画総務課
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川合同庁舎3階入札室（郵送による場合は、郵便番号 079 - 8612 北海道教育庁上川教育局企画総務課）
- (2) 入札日時 平成15年2月28日（金）午前11時（郵送による場合は、平成15年2月27日（木）までに必着のこと。）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局企画総務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118

(4) 契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Personal computer 69 units
- b . OA board 3 units
- c . Video projector 23 units
- d . Screen 75 units
- e . Other peripheral devices (printer and others) 1 set

B . Bidding date and time :

11 : 00 A. M. February. 28, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than February, 27)

C . Contact

Accounting Division, General Affairs Department,
Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido office of Education Nagayama 6, 19,
Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan
Phone : 0166-46-5111 Ext. 3118

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第 6 号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の検定をいう。）を行ったので、同規則第 9 条第 1 項の規定により公示する。

平成15年 1月17日

北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都葛飾区小菅二丁目 8 番 9 号 株式会社大都技研
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 木原 海俊
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		東京都葛飾区小菅二丁目 8 番 9 号
	型	遊技機の種類	回胴式遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号
	の	型 式 名	チムドンドン
	概	製 造 業 者 名	株式会社大都技研
	要	型式試験番号	24073300
	検 定 年 月 日		平成15年 1月17日
	検 定 番 号		第24073300号
2	検定の有効期間		公示の日（平成15年 1月17日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都葛飾区小菅二丁目 8 番 9 号 株式会社大都技研
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 木原 海俊
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		東京都葛飾区小菅二丁目 8 番 9 号
	型	遊技機の種類	回胴式遊技機
	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号
	の	型 式 名	チムドンドン - 30
	概	製 造 業 者 名	株式会社大都技研
	要	型式試験番号	24072900
	検 定 年 月 日		平成15年 1月17日
	検 定 番 号		第24072900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年 1月17日）から 3 年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都葛飾区小菅二丁目 8 番 9 号 株式会社大都技研
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 木原 海俊	

3	製造又は検査を行う事業所の所在地		東京都葛飾区小菅二丁目8番9号
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	バンバンダッシュ
		製造業者名	株式会社大都技研
	型式試験番号	24075200	
	検 定 年 月 日		平成15年1月17日
	検 定 番 号		第24075200号
検定の有効期間		公示の日（平成15年1月17日）から3年間	
4	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー
	代表者の氏名		代表取締役 寶田 久治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	大ヤマト
		製造業者名	株式会社ガイドー
	型式試験番号	24078300	
検 定 年 月 日		平成15年1月17日	
検 定 番 号		第24078300号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年1月17日）から3年間	
5	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRフィーバーワンダーパワフルFX
		製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	20074300	
検 定 年 月 日		平成15年1月17日	
検 定 番 号		第20074300号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年1月17日）から3年間	

6	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRフィーバーワンダーパワフルJX
		製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	20072400	
検 定 年 月 日		平成15年1月17日	
検 定 番 号		第20072400号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年1月17日）から3年間	
7	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和
	代表者の氏名		代表取締役 中島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CR・スーパーマンYV
		製造業者名	株式会社平和
	型式試験番号	20085500	
検 定 年 月 日		平成15年1月17日	
検 定 番 号		第20085500号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年1月17日）から3年間	
8	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ
	代表者の氏名		代表取締役 梅村 義孝
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRチャラッチャマンボMV
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
	型式試験番号	20069700	

9	検 定 年 月 日	平成15年1月17日	12	の 概 要	型 式 名	エルドーラ - 30
	検 定 番 号	第20069700号			製 造 業 者 名	ベルコ株式会社
	検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間			型式試験番号	24042900
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ		検 定 年 月 日	平成15年1月17日	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 梅村 義孝		検 定 番 号	第24042900号	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一		検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社	
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C RトリプルウイングスF 株式会社サンセイアールアンドディ 20086100		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 鈴木 暢晃	
	検 定 年 月 日	平成15年1月17日		製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178 - 5	
	検 定 番 号	第20086100号		型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 マジックバー - 30 ベルコ株式会社 24048400
10	検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間	13	検 定 年 月 日	平成15年1月17日	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ		検 定 番 号	第24048400号	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 梅村 義孝		検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 鈴木 暢晃	
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ C RトリプルウイングスV 株式会社サンセイアールアンドディ 20083200		製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178 - 5	
	検 定 年 月 日	平成15年1月17日		型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 エルドーラ ベルコ株式会社 24042400
	検 定 番 号	第20083200号		検 定 年 月 日	平成15年1月17日	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間		検 定 番 号	第24042400号	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号 佐藤ビル2階 ベルコ株式会社		検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間	
11	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 鈴木 暢晃		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178 - 5		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永野 裕豊	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分				
		回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号				

14	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R パンプキング F
		製 造 業 者 名	豊丸産業株式会社
		型式試験番号	20082300
	検 定 年 月 日		平成15年1月17日
	検 定 番 号		第20082300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年1月17日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
15	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 永野 裕豊
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R パンプキング V
		製 造 業 者 名	豊丸産業株式会社
		型式試験番号	20085700
	検 定 年 月 日		平成15年1月17日
	検 定 番 号		第20085700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年1月17日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
16	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 永野 裕豊
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R パンプキング M
		製 造 業 者 名	豊丸産業株式会社
		型式試験番号	20086300
	検 定 年 月 日		平成15年1月17日
	検 定 番 号		第20086300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年1月17日）から3年間
17	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 佐藤英理子
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市西区見寄町125番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R ジャイアント 7 L
		製 造 業 者 名	タイヨーエレック株式会社
		型式試験番号	20082900
	検 定 年 月 日		平成15年1月17日
	検 定 番 号		第20082900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年1月17日）から3年間
18	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市美濃町二丁目98番地 株式会社竹屋
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 竹内 正博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市美濃町二丁目98番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R モンスターマンション K
		製 造 業 者 名	株式会社竹屋
		型式試験番号	20082500
	検 定 年 月 日		平成15年1月17日
	検 定 番 号		第20082500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年1月17日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社
19	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 佐藤英理子
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市西区見寄町125番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R ジャイアント 7 R
		製 造 業 者 名	タイヨーエレック株式会社
		型式試験番号	20086000

20	検 定 年 月 日	平成15年1月17日	23	の 型 式 名	ＣＲ・バットマンＹ
	検 定 番 号	第20086000号		製 造 業 者 名	株式会社平和
	検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間		型式試験番号	20080200
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ		検 定 年 月 日	平成15年1月17日
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 梅村 義孝		検 定 番 号	第20080200号
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一		検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 ＣＲトリプルウィングスＭ 製 造 業 者 名 株式会社サンセイアールアンドディ 型式試験番号 20086600		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	検 定 年 月 日	平成15年1月17日		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永野 裕豊
	検 定 番 号	第20086600号		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
	検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間		型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 ＣＲパンプキングＴ 製 造 業 者 名 豊丸産業株式会社 型式試験番号 20084200
21	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区松が谷一丁目3番5号 アイジーティージャパン株式会社	24	検 定 年 月 日	平成15年1月17日
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 スコット・ウィンゼラー		検 定 番 号	第20084200号
	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府富田林市大字佐備1811番地1		検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 回胴式遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 型 式 名 アダムスファミリーＡ 製 造 業 者 名 アイジーティージャパン株式会社 型式試験番号 24082100		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	検 定 年 月 日	平成15年1月17日		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 金沢 要求
	検 定 番 号	第24082100号		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間		型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名 ＣＲメリーといっしょＭ２ 製 造 業 者 名 株式会社三洋物産 型式試験番号 20084400
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和		検 定 年 月 日	平成15年1月17日
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中島 潤		検 定 番 号	第20084400号
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8		検定の有効期間	公示の日（平成15年1月17日）から3年間
22	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機 遊技機の区分 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 金沢 要求

				道 警 察 本 部 告 示	
25	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋千種区今池二丁目 1 番27号		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ		
		型 式 名	C RメリーといっしょM3		
		製造業者名	株式会社三洋物産		
		型式試験番号	20079100		
	検 定 年 月 日		平成15年 1 月17日		
	検 定 番 号		第20079100号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年 1 月17日）から 3 年間			
26	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋千種区今池三丁目 9 番21号 株式会社三洋物産		
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 金沢 要求		
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋千種区今池二丁目 1 番27号		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ		
		型 式 名	C RメリーといっしょM5		
		製造業者名	株式会社三洋物産		
		型式試験番号	20085300		
検 定 年 月 日		平成15年 1 月17日			
検 定 番 号		第20085300号			
検定の有効期間		公示の日（平成15年 1 月17日）から 3 年間			
27	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋千種区今池三丁目 9 番21号 株式会社三洋物産		
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 金沢 要求		
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋千種区今池二丁目 1 番27号		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ		
		型 式 名	C RメリーといっしょL7		
		製造業者名	株式会社三洋物産		
		型式試験番号	20083000		
	検 定 年 月 日		平成15年 1 月17日		
	検 定 番 号		第20083000号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年 1 月17日）から 3 年間			

北海道警察本部告示第10号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
平成15年 1 月17日	
北海道警察本部長 上 原 美都男	
1 入札に付する事項	
(1) 委託業務の名称及び数量	
北海道警察本部情報通信システム更新データ作成業務（ベクトル地図への交通事故発生地点の登録作業 28,898件（予定））	
(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。	
(3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成15年 3 月20日まで	
(4) 納 入 場 所 北海道警察本部総務部情報管理課	
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第 9 号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(3) 過去 2 年間に国又は地方公共団体と同種・同規模の契約を締結し、かつ、確実に履行した実績を有すること。	
(4) 経済産業大臣からシステムインテグレーター（S I）企業の登録を受け、又はこれと同等以上の認証等を取得していること。	
(5) 札幌市内に本・支店又は事業所等を有し、当該委託業務に関し、迅速な対応が可能な体制が整備されていること。	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
ア 申 請 の 時 期	平成15年 1 月17日から24日まで
イ 申 請 の 方 法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成15年1月29日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

○平成15年1月10日 第1431号

北海道規則第1号（北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

20 左 9

誤 28

正 (28)

20 左 10

誤 29

正 (29)

20 左 11

誤 30

正 (30)

20 左 13

誤 31

正 (31)